

女性活躍推進法に関する学習会 報告

2016年1月27日（水）北海道自治労会館にて女性活躍推進法に関する学習会が行われ、連合北海道や構成産別の役員が参加しました。これは、昨年8月に成立し4月1日に施行される女性活躍推進法に関し、組合もこの法律を活用して企業に働きかける必要があることから、改めて学習を深めるために連合本部の井上久美枝総合男女平等局長を招いて開催されたものです。



はじめに連合北海道男女平等参画推進委員会の浪岡努委員長から、政治情勢とからめて「自民党の暴走を止めるために、5区の補選で池田まきさん、参議院選挙で徳永エリさんの2人の女性候補を勝利させよう」と挨拶がありました。

つづいて井上総合局長からの講演に移りました。女性活躍促進法は、国、地方公共団体、従業員301人以上の事業所に対し、女性活躍に関する職場の状況把握と分析を行い、行動計画を策定し、それを都道府県労働局に届け出て公表することを義務づけています。井上総合局長は、まず「女性が活躍できる職場は男性にとっても働きやすい職場である。行動計画を実効性あるものとするために、組合も関与できる体制をつくり女性を参画させること、組合員のアンケートやヒアリングを行って準備することが重要である」と述べたうえで、行動計画策定の流れに沿って組合が取り組むべきことを説明しました。中でもポイントは、状況把握の選択項目にある「男女の賃金の差異」については、男女間格差の総合指標であることから必ず把握するように事業主に働きかけること、非正規雇用を含めたすべての労働者を対象とした状況把握、課題分析をさせること、などです。策定した行動計画で労働条件に関する内容については、労働協約を締結することを求め、労働条件の改善につなげていくことが重要です。



司会を務めた連合北海道の齊藤勉男女平等局長からは、「行動計画が公表されるということは、就職活動をする学生にとってはその企業が働きやすい企業かどうか分かるということであり、逆に、企業にとっては人材確保のためのよいPRにもなる。ぜひ公表については強く進めたい」という発言もありました。この学習会で学んだことを各産別単産でも広めていくことを確認し、学習会は終了しました。